

鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業に係る 企業と求職者のマッチング創出業務委託仕様書

1 業務の名称

鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業に係る企業と求職者のマッチング創出業務委託（以下「委託業務」という。）

2 業務の概要

概ね平成5年から平成16年に学校卒業期を迎えた「就職氷河期世代（令和6年4月1日時点において大卒で概ね42歳から53歳まで、高卒で概ね38歳から49歳までに相当）」に該当する者は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、現在もなお不安定な就労や無業の状態を余儀なくされている者等も少なくない状況にある。

については、就職氷河期世代の求職者の正規雇用化を促進するため、オンラインによる企業向けの求人支援セミナー及び求職者向けの就職支援セミナーを開催すると共に、オンラインによる企業見学ツアーを通して、企業と求職者とのマッチングの増加及び精度の向上を図る

なお、委託業務の詳細は「9 委託業務の実施内容」に掲げるとおりとする。

3 業務の期間

委託業務の期間（以下「業務期間」という。）は、契約締結日から令和7年2月28日までとする。

4 成果物

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、次の図書を委託業務の完了の日から20日以内に、鳥取県に提出すること。

- (1) 業務完了報告書（紙媒体及び電子媒体） 1部
- (2) 参加者（求職者及び企業）へのアンケート集計結果（紙媒体及び電子媒体） 1部
- (3) セミナー等の録画映像 1部
- (4) その他 鳥取県が必要と認める資料等

5 納入場所

成果物の納入場所は、以下のとおりとする。

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課

6 業務処理責任者等の選任

受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者（1名）及び業務担当者（1名以上）を定め、契約締結後速やかに鳥取県に報告するものとする。

業務処理責任者は、業務担当者の業務の状況を常に把握し、必要な指揮監督を行うとともに、鳥取県と緊密な連絡を保つものとする。

なお、業務処理責任者及び業務担当者は、受託者の他の業務と兼任させることは差し支えない。

7 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

8 定期協議

受託者は、必要に応じて、鳥取県と進捗状況、事務処理等を確認する協議を行うこと。なお、詳細は打合せによる。

9 委託業務の実施内容

(1) 業務名

鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業に係る企業と求職者のマッチング創出業務委託

(2) 委託業務の内容

上記2で掲げた趣旨を達成するため、オンラインによる企業向けの求人支援セミナー及び求職者向けの就職支援セミナーを開催すると共に、オンラインによる企業見学ツアーを通して企業と求職者とのマッチング機会の創出を図ること。

■企業向け求人支援セミナー及び求職者向け就職支援セミナーの開催

ア 企業を対象に1回、就職氷河期世代の求職者（県内出身の県外在住者を含む）を対象に1回、オンラインによる支援セミナー（2時間程度）を開催する。実施時期は鳥取県と協議の上で決定する。

（ア）企業向け求人支援セミナーは、企業が求職者を有効に雇用できるよう、経験や能力を正しく評価し採用する手法等を説明する内容とする。

（イ）求職者向け就職セミナーは、求職者が自ら行動を起こせるように、企業が求める人材イメージ等を説明する内容とする。

イ 講師は鳥取県と協議の上で選定し、調整等は受託者で行う（講師謝金も委託料に含む）

ウ 参加者募集に当たり、広報用チラシ等を制作すると共に、鳥取県と協議の上で県HPやSNS等の広報媒体を活用し広く県内企業や求職者への周知を図る（とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成機関や市町村等と連携）。また当日のオンライン配信業務を適切に実施する。

※広報用チラシの仕様：各500部程度、A4、2頁、コート紙、90kg、4色

エ 応募者の受付や事前案内、参加者名簿の作成、諸連絡やアンケート調査は受託者で行う。

オ 各アーカイブ映像を制作し、鳥取県と協議の上で県HPやSNS等の広報媒体を活用し広く県内企業への継続的な周知を図る（とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成機関や市町村等と連携）

■求職者向けの企業見学ツアーの開催

ア 業種別又は地域別に県内企業各2社程度（合計6社程度）を見学するオンラインツアー（以下「ツアー」という。）を3回程度実施する。実施時期は鳥取県と協議の上で決定する。

イ ツアーの見学先は、鳥取県が求職者の採用に理解のある企業を選定する。また、ツアー映像は、会社概要説明、職場風景、経営層・人事担当者の採用PR等を事前収録し配信（各社1時間程度）する（見学先謝金も委託料に含む）

※必要に応じて開催後も期間限定・参加者限定配信を行い、継続的に求職者の就職意欲を喚起

ウ 動画には資料等も表示し、資料が見やすいように必要に応じてテロップ等を挿入する。

エ 動画の企画は画面比率16:9とし1,920×1,080（フルハイビジョン）程度とする。

オ 参加者募集に当たり、広報用チラシ等を制作すると共に、鳥取県と協議の上で県HPやSNS等の広報媒体を活用し広く求職者への周知を図る（とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成機関や市町村等と連携）。また当日のオンライン配信業務を適切に実施する。

※広報用チラシの仕様：500部程度、A4、2頁、コート紙、90kg、4色

カ 応募者の受付や事前案内、参加者名簿の作成、諸連絡やアンケート調査は受託者で行う。

キ 各アーカイブ映像を制作し、鳥取県と協議の上で県HPやSNS等の広報媒体を活用し広く周知を

図る。(とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成機関や市町村等と連携)

(3) 委託業務に係る人員配置

委託業務を円滑かつ効率的に実施するとともに、適切な管理運営を行うための体制を確保すること。

(4) 契約締結後の提出書類

受託者は契約締結後速やかに事業計画書（スケジュール表等）及び運営体制図を作成し鳥取県へ提出すること。

(5) 募集团体数

1 団体

(6) 鳥取県就職氷河期世代活躍支援事業に係る企業と求職者のマッチング創出業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）からの附帯意見への対応、その他受託者が独自に提案した業務審査会からの附帯意見及び対応方針については事業実施に当たって必ず反映すること。また、企画提案において提案した内容については、必ず実施すること。

10 調査等

鳥取県は、必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

11 委託業務の実施方法及び遂行体制

(1) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、十分な能力を持つ要員を従事させること。

(2) 鳥取県は、要員がその職務の執行について不相当と認めるときは、受託者に対しその変更を求めることができる。

(3) 受託者は鳥取県の指示に従い委託業務を実施すること。

(4) 委託業務に関わる細部の仕様等については、鳥取県と受託者の協議の上決定する。

12 作業場所の特定

(1) 受託者は、委託業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、作業場所を特定したことが分かる書類（任意様式）を鳥取県に提出するものとする。

(2) 受託者は、鳥取県に無断で（1）の作業場所以外での作業を行ってはならない。

13 機密情報の取扱い

(1) 受託者及び受託者の使用人並びに鳥取県の承認を得て再委託された場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「受託者等」という。）は、委託業務の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。

(2) (1) の規定にかかわらず、次に掲げる情報については、特に定めがない限り、機密情報として扱わないものとする。

ア 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報で、情報の開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報

イ 受託者が機密情報を利用することなく独自に開発した情報

ウ 公知のもの、又は鳥取県若しくは第三者から得た後、受託者の責めによらないで公知となった情報

(3) 受託者は、受託者等が（1）の規定に違反し、鳥取県又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(4) (1) から（3）の規定は、この委託業務の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、委託業務に係る契約終了後もその効力を有する。

- (5) 機密情報の提供、返却等の授受については、22の(4)の規定を準用する。
- (6) 機密情報のうち個人情報に該当する情報については、29の規定が本規定に優先して適用されるものとする。

14 任意解除

- (1) 鳥取県は、15又は16の規定によるほか、必要があるときは、委託業務に係る契約を解除することができる。
- (2) 鳥取県は、(1)の規定により契約を解除する場合、契約解除の2月前までに文書により受託者に通知する。この場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、受託者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、鳥取県と受託者とが協議して定める。

15 催告による解除

- (1) 鳥取県は、受託者が次のアからエまでのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは委託業務に係る契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が委託業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても委託業務に着手しないとき。
 - イ 委託業務を遂行する見込みがないとき又は委託業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 正当な理由なく、24の(1)の履行の追完がなされないとき。
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、委託業務に係る契約に違反したとき。
- (2) 受託者は、(1)の規定により委託業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。ただし、委託業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

16 催告によらない解除

- (1) 鳥取県は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに委託業務に係る契約を解除することができる。
 - ア 委託業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ ア又はイに掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、鳥取県が15の(1)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - エ 受託者又はその代理人若しくは使用人が委託業務に係る契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - カ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等(受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は (ア) から (カ) までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (2) 受託者は、(1) の規定により委託業務に係る契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。ただし、委託業務に係る契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

17 解除の制限

15の(1)の アからエまで及び16の(1)の アからウまでの規定に定める場合の責めに帰すべき事由によるものであるときは、は、15又は16の規定による契約の解除をすることができない。

18 賠償の予定

受託者が16の(1)のエに該当する行為をしたと鳥取県が認めたときは、鳥取県が委託業務に係る契約を解除するか否かを問わず、受託者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

19 完了報告書及び検査

- (1) 受託者は、委託業務完了の日から20日以内に業務完了報告書等を鳥取県に提出し、鳥取県の検査を受けること。
- (2) 鳥取県は、(1)の規定による業務完了報告書等を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、委託業務を合格と認めたときはその旨を受託者に通知する。

20 委託料の支払

- (1) 受託者は19の(2)の通知を受理した後、鳥取県に対して委託料を請求するものとする。
- (2) 鳥取県は、(1)に規定する、正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受託者に支払わなければならない。
- (3) 鳥取県が正当な理由なく(2)に規定する支払期限までに支払を完了しないときは、受託者は、未払金額に対し、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息の支払を鳥取県に請求することができる。

21 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、委託業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ鳥取県の承認を得た場合は、この限りではない。

22 資料提供

- (1) 受託者から鳥取県に対し、委託業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、鳥取県と受託者が協議の上、鳥取県は受託者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- (2) 受託者は、鳥取県から提供された委託業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管

理し、保管し、かつ、委託業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(3) 受託者は、委託業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が委託業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を鳥取県に返還し、又は鳥取県の指示に従った処置を行うものとする。

(4) 鳥取県及び受託者は、(1) から (3) における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

23 著作権

(1) 委託業務に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て鳥取県に帰属するものとし、受託者は許可なく他に複製し、公表し、貸与し及び使用してはならない。

(2) 受託者は、所有権及び著作権、肖像権を次の各号に従って処理する。

ア 制作物は他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ 委託業務に関する所有権及び著作権は、全て鳥取県に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた固有の知識、技術に関する権利（以下「権利留保物」という。）は、受託者に留保され、この場合、鳥取県は権利留保物を非独占的に使用できる。

ウ 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(3) 第三者の著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手續に不備があった場合その他受託者の責めに帰する事由により原著作物の著作者等と鳥取県との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負う。

24 追完請求権

(1) 委託業務の成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が委託業務に係る契約書及びこの仕様書で定める内容に適合しないものであるときは、受託者に対して相当の期間を定めて鳥取県の指示した方法により成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

(2) (1) の規定により鳥取県が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、鳥取県は受託者に対して代金の減額を請求することができる。

(3) (1) 及び (2) の規定は、鳥取県が受託者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

25 特許権等の使用

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、鳥取県がその材料、履行方法等を指定した場合において、この仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、鳥取県は、受託者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

26 損害賠償

受託者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し鳥取県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

27 守秘事項等

(1) 委託業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。

- (2) 委託業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) (1) 及び(2)の規定は、委託業務が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

28 再委託の禁止

- (1) 受託者は、鳥取県の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 鳥取県は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

29 個人情報の保護

- (1) 受託者は、委託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない
- (2) 受託者は、28の規定により委託業務を鳥取県の承認を受けて第三者に再委託する場合は当該受託者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

30 専属的合意管轄裁判所

委託業務に係る訴訟の提起又は調停(鳥取県、受託者協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

ただし、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

31 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、鳥取県と受託者とが協議して定めるものとする。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合にお

いて、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 乙又は乙の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 甲は鳥取県、乙は受託者をいう。